

事業報告書
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団(☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県甲賀市水口町暁 2 番 3 号
- (3) 設立認可年月日 平成 16 年 8 月 10 日
- (4) 設立登記年月日 平成 16 年 8 月 25 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	たなか小児科 医院	2511401974	滋賀県甲賀市水口町暁 2 番 3 号	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7 年 7 月 2 0 日 令和 6 年度決算の決定
理事及び監事の任期満了による改選

令和 7 年 8 月 3 1 日 監事の辞任に伴う改選

法人名 医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院

所在地 滋賀県甲賀市水口町晧2番3号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 8年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	115,923,597 円
2. 負 債 額	4,424,177 円
3. 純 資 産 額	111,499,420 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	44,078,120
B 固 定 資 産	71,845,477
C 資 産 合 計 (A+B)	115,923,597
D 負 債 合 計	4,424,177
E 純 資 産 (C-D)	111,499,420

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県甲賀市水口町曉 2 番 3 号

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 5 月 31 日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	44,078,120	I 流 動 負 債	4,424,177
II 固 定 資 産	71,845,477	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	7,568,562	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	418,890	負 債 合 計	4,424,177
3 そ の 他 の 資 産	63,858,025	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	22,956,741
		II 積 立 金	88,542,679
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	111,499,420
資 産 合 計	115,923,597	負 債 ・ 純 資 産 合 計	115,923,597

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県甲賀市水口町暁2番3号

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 6月 1日 至 令和 8年 5月 31日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	56,053,583
2 事業費用	72,041,103
本来業務事業利益	△ 15,987,520
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 15,987,520
II 事業外収益	2,742,046
III 事業外費用	0
経常利益	△ 13,245,474
IV 特別利益	50,000
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 13,195,474
法人税等	185,500
当期純利益	△ 13,380,974

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院
理事長 田 中 直 人 殿

私は、医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院の令和6会計年度（令和7年6月1日から令和8年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年 7月20日

医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院

監事 吉田 紀子

